

寄稿

～特許早期審査と減免措置～

羽鳥国際特許商標事務所 弁理士 羽鳥 亘

特許権を取得するには、特許庁に特許出願を行った後、出願日から三年以内に十二万二千円（1請求項の場合）の特許印紙を付して審査請求と呼ばれる手続きを行う必要があります。

この審査請求により特許庁において、特許として認められるための要件を具備するかどうかの審査が開始され、審査請求を行わない出願は取り下げたものとみなされます。

日本では年約三四万件の特許出願が行われていますが、この内、約七五%の出願に対して、この審査請求が行われ、さらに、審査請求が行われた出願の内、約半分が特許権として成立しています。したがって、計算上、最終的に特許権として成立する確率は、出願全体の約四〇%となっています。

現状、審査請求後、特許庁で審査に要する時間は平均で一年八カ月程かかります。尚、意匠の場合は六カ月程、商標の場合は五カ月程、審査にかかります。

この特許審査順番待ち期間を短くする秘策として、出願人が中小企業・個人・大学・公的研究機関等である場合、外国にも出願している場合、その発明を実施（二年以内に実施予定含）している場合には、「早期審査請求制度」があります。この適用を受けると、審査請求後約二ヶ月程度で審査結果が出されるため、出願日から一年以内で特許登録になることも可能となります。尚、特許印紙は不要です。

また、個人（所得税非課税者等）、法人（非課税法人等）、研究開発型中小企業、大学、公設試験機関等に関しては、一定の要件を満たした場合に審査請求料及び特許料納付について減免又は免除の措置が受けられます。

これに加え、本年四月からは、従業員二十人以下の個人事業主・小規模企業及び事業開始後十年未満の個人事業主の特許出願に関しては、審査請求料及び一～十年分の特許料を三分の一に軽減する措置が受けられます。

前記二つの制度は個人・中小企業による特許権取得に有効に働く制度ですので活用することをお勧めします。

県内の個人事業主や中小企業を知的財産権の専門家である弁理士が応援し、特許権を武器にした大企業への戦いを優位に進めることにより「ものづくり立県ぐんま」の底力を他県に示したいと考えてます。